

ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの 在り方について（論点メモ）

- 治療目的の人クローン胚の研究利用を例として -

．検討の背景と目的

人クローン胚の取扱いのあり方について検討が必要になった背景は何か。

この検討では何を目的に検討し、そのためにはどのような検討を行っていくべきか。

．人クローン胚を巡る状況

1．現状や将来展望

再生医療等を目指した人クローン胚の研究利用の状況はどうか。また、将来的にどのような研究が行われ、どういう利用がされる可能性があるか。

将来考えられる人クローン胚の研究や医療利用はどのくらいのメリットや必要性があるか。また、他の手段で代替不可能か。

クローン胚について動物ではどの程度研究がされており、ヒトのクローン胚で研究する妥当性はどうか。（人クローン胚を使用する前に動物実験をもっと行う必要はないか。）

2．国内外の議論や枠組みの状況

人クローン胚について諸外国ではどのような議論が行われ、どのような枠組みが整備されているか。

人クローン胚について、これまで日本でどのような議論が行われ、どのような枠組みが整備されているか。また、現在どのような議論が行われているか。

．検討の視点

1．人クローン胚はどのような存在か

人クローン胚の取扱いの在り方を検討する上で、人クローン胚がどのような存在かを明らかにする必要があるのではないか。

人クローン胚の取扱いの在り方を考える際に、生物学的な観点のみならず、国民が人クローン胚をどうとらえているか（宗教的な側面や文化的な側面も含めて）という観点も重要ではないか。

< 論 点 >

- ・「人の生命の萌芽」という視点
- ・「人」か「もの」か
- ・「人の尊厳」が胚にもあると考えられるのか

2．人クローン胚の取扱いがもたらすと懸念される問題

人クローン胚の取扱いがもたらすと懸念される問題はどのようなものがあるか。

またそれらの問題の大きさと蓋然性はどの程度か。

< 懸念される問題の例 >

- ・人クローン胚が尊厳を持つと考える場合、それを侵害すること
- ・人クローン胚の取扱いが人クローン個体の生成につながるおそれ
- ・胚を作成するのに用いた未受精卵等の提供者の人権や福祉への影響
- ・社会が人クローン胚を尊重する思いを侵害すること
- ・人体の商品化（未受精卵の商品化）や研究・医療目的で胚を作成することが生命の手段化につながる事
- ・未受精卵を研究利用すること

3．人クローン胚の取扱い制限と個人の権利

2．を踏まえ、人クローン胚の取扱いを制限する必要があるか。制限するとした場合、それによって左右される個人の権利としてはどのようなものがあるか。

より高度な医療を受けたいという個人の権利や研究の自由は、無制約に認められるのか。

無制約に認められないとする場合、どのようなことを考慮し、いかなる考え方で、その限界を決めるのか。

4. 判断の在り方

個人の権利や研究の自由、それらの自由を保障することによりもたらされると考えられる利益（医療の発展による健康の享受等）、人クローン胚の取扱いがもたらすと懸念される問題点などを総合的に判断することにより、どういう取扱いが許容できるか、また、どの程度制約するか定まるのではないか。

具体的にはどのような方法が考えられるか。（一つの方法として比較衡量論によるものが考えられるが、他にどういう方法が考えられるか）

・ 検討範囲

人クローン胚の検討と関連する事項（卵子や体細胞の提供など）についてはどうか。

< ・ については関連無し >

・ 人クローン胚の具体的な取扱いについて

・ 検討の視点を踏まえて、1. ~ 3. に掲げる具体的な取扱いについてどう考えるか（許容されるか、許容される場合にはその手続や条件はどうか、または全く許されないか、など）

許容される場合、ヒト受精胚の取扱いとの整合性（ES指針上、ES細胞樹立を目的としたヒト受精胚の作成は認めていない）をどう考えるか

人クローン胚の取扱いの在り方を作成・授受、操作・利用等、滅失の3つの分類し、それぞれについて検討したらどうか。

1. 人為による胚の作成・授受について

- ・ 研究目的の場合
- ・ 再生医療を目的とした場合

2. 胚の操作・利用等について

- ・ 研究目的の場合
- ・ 再生医療を目的とした場合

< 考えられる操作・利用等の例 >

- ・操作（E S細胞の作成等）
- ・長期保存
- ・胎内への移植（人クローン個体等を作ることについてはクローン技術規制法で禁止）

3．胚の滅失について

．人クローン胚の取扱いの枠組みについて

．の検討を踏まえ、人クローン胚の取扱いについて、必要となる手続や条件としてはどのようなものがあり、どのような枠組みが必要か。

1．制度の枠組み

2．必要な手続等について（インフォームド・コンセントの実施、IRBの活用、無償提供、情報公開の在り方等）